




後期高齢者医療制度被保険者の保険料を
引き下げ、保険料軽減措置を実施するなど、
いのちと暮らしを守るために後期高齢者医
療制度の充実を求める請願書

紹介議員

くらた共子 

【請願の趣旨】

- 1) 被保険者の保険料引き下げや保険料軽減措置を独自に実施し、高齢者の健康づくりなどを強化すること。
- 2) 短期被保険証の交付を中止し、滞納処分については少なくとも年金からの差押えは控えること。
- 3) 京都府に対して医療資源偏在を解消する取り組みを強く要請し、都道府県単位化する国民健康保険と同様、当面は各市町村の実情を十分考慮した不均一保険料となるよう支援を要請していただくこと。
- 4) 国及び京都府に対し、高齢者のいのちと暮らしを守る立場から、広域連合としての新たな被保険者負担軽減への財政支援制度創設など、制度充実を強く働きかけ、将来的には医療費と保険料がリンクする制度をやめるよう要請していただくこと。

【請願の理由】

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が受給した医療サービスの総量が、そのまま保険料に反映する仕組みになっていて、高齢者を年齢で差別する不公平な制度となっています。厚生労働省は、所得の低い人などを対象にした保険料軽減特例を平成 29 年度から廃止しました。特例廃止の対象者は後期高齢者医療制度加入者の半分に及び、消費税の 8% への増税や年金の切り下げとあいまって高齢者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。保険料の滞納や経済的な理由で必要な医療さえ受けられなくなる可能性をうみ、いのちと暮らしを脅かしかねません。

また、制度発足後 6 年間の経過措置として維持してきた不均一保険料を廃止しましたが、医療過疎と呼ばれる地域では、医療提供にかかわる環境は何ら整備されないまま、保険料だけが理由もなく引き上げられました。このことも高齢者の生活を圧迫する一因となっています。保険料均一化の条件は、京都府内のどこの地域に居住していても、平等に医療サービスが受給できるようにすることです。しかし京都府では、医療資源は京都・乙訓医療圏に集中しており、他の二次医療圏の多くは、全国平均にも満たないのが現実です。医師不足地域では、医療機関自体も不足しており、必要な診療科の医師が不在であることも問題になっています。平成 30 年度から実施される国民健康保険の都道府県単位化においても京都府は均一保険料率を設定せず、各市町村の実情に応じた保険料とすると表明しているように、後期高齢者医療制度だけを府内均一保険料とすることには無理があります。

超高齢社会といわれるなかで、国が医療に対する公的責任を果たすことが必要です。必要な財源を確保し、必要な医療体制を整備するために京都府や市町

村への支援を強化すること、高齢者のいのちと暮らしを守るために、後期高齢者医療制度への財政的支援を強化すること、将来的には医療費と保険料がリンクする制度をやめて、だれもが安心して医療を受けることができる制度にすることが国に求められていると考えます。

2018年1月26日

京都府後期高齢者医療広域連合議会
議長 富 きくお 様

請 願 人 : 京都社会保障推進協議会 議長 渡邊 賢
請願人住所 : 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2
ラボール京都 6階
電 話 : 075-801-2526 ファクシミリ : 075-811-6170

